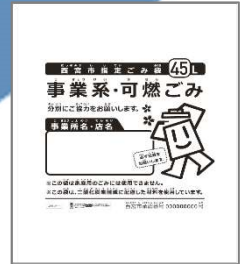


事業系廃棄物の適正処理について

事業活動に伴い生じた廃棄物は、事業系廃棄物として適正に処理をお願いします。廃棄物の処理及び清掃に関する法律、西宮市廃棄物の処理及び清掃に関する条例により、「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。」と定めています。

事業系廃棄物とは

事業系廃棄物とは、事業者の事業活動に伴い生じるごみのことです。生活に伴い生じるごみ（生活系廃棄物）以外が事業系廃棄物になります。事業系廃棄物は、産業廃棄物と事業系一般廃棄物に分類されます。事業系一般廃棄物は、西宮市事業系指定ごみ袋を使用し、事業所名を記入し排出してください。事業系廃棄物を生活系ごみステーションに排出することはできません。



ごみの種類	廃棄物区分	具体例	処分方法	
可燃ごみ	事業系一般廃棄物	再資源化できない紙類、布類生ごみ、木くずや草・枝類	自ら西部総合処理センターへ持ち込む（要予約）か、西宮市一般廃棄物収集運搬業許可業者へ運搬を委託	持ち込む場合（予約） ごみ電話受付センター ☎0798-22-6600
木製製品		木製の机やいす、棚など		一般廃棄物収集運搬業許可業者の紹介にのみや環境サポート協同組合 ☎0798-36-7806
資源化可能な古紙類		ダンボール・チラシ・OA用紙など		汚れ等が付着していないものは再資源化する
プラスチック製製品	産業廃棄物	使い捨てプラ製コップやプラ製食器、ストロー、ペットボトルなど	産業廃棄物として適正処理	産業廃棄物収集運搬・処分業者の紹介 一般社団兵庫県産業資源循環協会 ☎078-381-7464
金属製食器や容器など		カンや焼き肉用の網など		
ガラス製品		ガラス製コップやビンなど		
金属製品・複合製品		金属製の棚やいす、プリンターなど複合製品		

事業系一般廃棄物の減量にご協力ください



※適正処理の詳細はこちら
をご確認ください。



西宮市では、事業系一般廃棄物排出抑制のため、**令和7年1月より**、市総合処理センターへの再資源化可能な古紙類の搬入を規制します。ダンボールや紙箱、OA用紙、機密文書、シュレッダー紙など、可能な限り再資源化してください。

皆さまのご理解とご協力をお願いします。

紙類の再資源化事業者の一覧は裏面

